

令和5年4月1日

税理士法人 松丸会計事務所

*経営者、資産家のための税務・会計・経営・金融ミニ情報！

TEL 04-7141-5039

空き家対策が強化されます 固定資産税の軽減解除へ

空き家対策は2015年に施行された空き家対策特別措置法で、放置すると倒壊のおそれがあるなど特に危険性が高い物件を特定空き家に指定し、撤去できるようになりました。しかし、空き家が増え続けたため、政府は、管理が不十分な物件について固定資産税を減額する措置を解除することなどを盛り込んだ法律の改正案を2023年3月3日閣議決定しました。今後衆議院・参議院で審議され、両院で可決されると法律として成立します。

(1) 特定空き家とは

- ①倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態
- ②著しく衛生上有害となるおそれのある状態
- ③適切な管理が行われなないことにより著しく景観を損なっている状態
- ④その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態

しかし、空き家が増え続けていることから、放置すれば特定空き家になるおそれがある物件を新たに管理不全空き家に指定し、状況が改善されない場合、「固定資産税の減額措置」を解除するとしています。

(2) 住宅用地に対する課税標準の特例の内容「固定資産税の軽減特例」

住宅用地は、その税負担を軽減することを目的として、その面積の広さによって、小規模住宅用地と一般住宅用地に分けて特例措置が適用されます。

①小規模住宅用地

200㎡以下の住宅用地（200㎡を超える場合は住宅1戸あたり200㎡までの部分）を小規模住宅用地といいます。

②一般住宅用地

小規模住宅用地以外の住宅用地を一般住宅用地といいます。

※小規模住宅用地及び一般住宅用地の課税標準の軽減特例

	固定資産税	都市計画税
小規模住宅用地	評価額の 1/6	評価額の 1/3
一般住宅用地(200㎡超部分)	評価額の 1/3	評価額の 2/3